令和２年２月修正

## ◆　情報公開請求に係る審査請求の流れ

本法人…公立大学法人大阪

審査会…大阪府情報公開審査会

**審　査　請　求　書　の　提　出**　【審査請求人　→　本法人（審査庁）】

⇩

**弁　明　書　の　提　出**　【本法人（審査庁）　→　審査請求人】

※　副本の送付

※　正本は本法人（処分庁）→本法人（審査庁）のため、本法人が保管

⇩

**［　反　論　書　］**
**口頭意見陳述申出書**　**の　提　出**　【審査請求人　→　本法人（審査庁）】

⇩

**審　査　会　へ　の　諮　問**　【本法人（審査庁）　→　審査会】

※　諮問後、諮問通知を本法人（審査庁）から審査請求人へ送付

⇩

**審査会での委員審議**

〇本法人による口頭説明

（弁明書をもとに非公開決定の理由等を説明）

〇審査請求人の意見陳述

（審査請求書及び反論書をもとに本法人（審査庁）の非公開決定等が不服であると考える理由を説明）

※審査会から更なる説明や書面の提出を求められることがあります。

〇委員による答申内容の審議

⇩

**答　申**

【審査会　→　本法人（審査庁）】

⇩

**本法人の裁決**

【本法人（審査庁）　→　審査請求人】

⇩

**答申写しの交付**

【審査会　→　審査請求人】